

新型コロナウイルス 関連のお知らせ

4・5月に掲載した内容は、7月3日現在の情報です。最新情報は、市ホームページなどをご確認ください。〈広報ID番号 1024884〉

…広報ID番号は、市ホームページ画面上での検索の際に入力してください

新型コロナウイルス 感染症の相談窓口

新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、次の症状がみられるかたは、医療機関を受診する前に「あきた帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などのいずれかの強い症状がある
- ②以下に当てはまるかたで、比較的軽い風邪の症状がある
 - 高齢のかた ■妊娠中のかた ■糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)の基礎疾患があるかた ■透析を受けているかた ■免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかた
- ③「①」「②」以外のかたで、比較的軽い風邪の症状が続いている(4日以上続いている場合は必ずご相談を)

あきた帰国者・ 接触者相談センター

① ☎(866)7050

(24時間対応)

② ☎0570-011-567

(9:00~21:00)

③ ☎(895)9176

(9:00~17:00)

(いずれも通話料がかかります)

ひとり親世帯のかたへ

新型コロナウイルスの影響により、子育ての負担や収入の減少などが生じているひとり親世帯を支援するため、次の対象となる世帯へ、臨時特別給付金を支給します。



【対象】(児童扶養手当法に定める養育者も含む)
①今年6月分の児童扶養手当を受けているかた
②公的年金給付などを受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていないかた

*児童扶養手当の申請をしていれば、今年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されていたと推測されるかたも含む。

③新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったかた

④右記①②のうち、新型コロナウイルスの影響を受

けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があったかた

【給付額】

基本給付(対象①②③)▼1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 追加給付(対象④)▼1世帯5万円

【支給予定日】

対象①のかた▼7月22日(水)
対象②③④のかた▼8月31日(月)以降に順次支給予定

【申し込み】

基本給付▼対象①のかたは申請不要です。対象②③のかたは申請が必要です。追加給付▼申請が必要です

◆申請方法は、市ホームページをご覧ください

〈広報ID番号 1025702〉

問い合わせ

子ども総務課 ☎(888)5697
厚生労働省コールセンター

☎0120-400-9003



◆厚生労働省の「新型コロナウイルス
接触確認アプリ」をご利用ください

厚生労働省が開発した接触確認アプリは、新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性(1m以内、15分以上の接触)について、通知を受け取ることができる、スマートフォンアプリです。

これを利用することで、陽性者と接触した可能性がわかり、検査など保健所のサポートを早く受けることができるようになります。詳しくは、下のコードを読み取り、同省ホームページでご確認ください。



*利用者ご本人の同意を前提に、スマホの近接通信機能を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して通知を受け取る仕組みです。なお、アプリのダウンロードなど、利用時には通信費がかかります。

秋田市
独自

8月中旬から 飲食店応援クーポン の申込開始

新型コロナウイルスの影響により、売り上げが減少している地元の飲食店をみんなに応援しよう！市内在住者を対象に、プレミアム付きの「飲食店応援クーポン」を20万セット発行します。

応募方法など、詳しくは、次回広報あきた8月7日号または市ホームページなどでお知らせします

【販売金額】

1セット1万円分(1千円券10枚)を5千円で販売します。1人2セットまで購入可能

応募多数の場合、
応募期間終了後に抽選となります

紙のクーポン(現金と電子クーポン(クレジット決済))を発行する予定です。詳しくは次回広報をご覧ください

【利用期間】

9月中旬から来年2月末まで

問い合わせ

観光振興課

☎(8888)56002



秋田市
独自

4月27日以降 亡くなったかたの ご遺族へ

特別定額給付金の対象でその後死亡し、申請できなかったかたのご遺族に対して、同額(10万円)の「臨時特別給付金」を支給します。

【給付要件(両方を満たしていること)】

■基準日(今年4月27日)に、秋田市の住民基本台帳に登録されていたかたで、特別定額給付金を申請していないこと

■今年4月27日から6月7日までの間、一人世帯であり、かつ、亡くなったこと

【申請できるかた】

前述の要件を満たすかたのご遺族

【申請方法(遺族代表者による任意申請です)】

申請書は、市役所本庁、各市民サービスセンター(中央・東部・南部別館を除く)、駅東サービスセンターにあります(市ホームページからもダウンロード可)。8月31日(月)(当日消印有効)までにご郵送ください。〈広報ID番号 102506005〉

【提出書類】

申請書、亡くなったかたと申請者の関係が確認できる書類(戸籍謄本など)、申請者の本人確認書類、申請者の振込先口座の写し

問い合わせ

新型コロナウイルス対策室

☎(8888)5457

申請期限
8月31日(月)

特別定額給付金 未申請のかたへ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金の申請期限は、8月31日(月)(当日消印有効)です。郵送による手続きをお忘れなく。

特別定額給付金の給付後、給付金の受給要件に該当しないことが判明し、秋田市から求められた場合、給付金を返還していただきますのでご了承ください。

▼例1 世帯員が世帯主からのDV被害を申し出たため、別途給付を受けたが、世帯主宅への支給停止の処理が間に合わず、世帯員の給付金が、世帯主に併せて給付された場合

▼例2 オンラインと郵送で重複申請し、二重に給付された場合

問い合わせ

新型コロナウイルス対策室

☎(8888)5457

介護保険料の減免申請

新型コロナウイルスの影響により介護保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減額または免除となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

介護保険課 ☎(8888)5672